

条例（案）の制定に向けた基本的考え方に寄せられた区民意見等について

1 パブリックコメント実施状況

意見聴取方法		人数	意見の件数
内 訳	区ホームページ	5人	19件
	郵送	0人	0件
	ファクシミリ	2人	4件
	持参	7人	13件
合計		14人	36件

2 区民説明会実施状況

	地区	日時	場所	参加人数	意見・要望数
1	赤坂	7月1日(月) 午前10時～11時	赤坂区民センター 研修室	8人	7件
2	芝浦港南	7月2日(火) 午後6時30分～7時30分	男女平等参画センター 学習室C	5人	7件
3	麻布	7月3日(水) 午後2時～3時	麻布区民センター 集会室	6人	7件
4	高輪	7月5日(金) 午後2時～3時	高輪区民センター 講習室	9人	7件
5	芝	7月13日(土) 午前10時～11時	障害保健福祉センター 竹芝小記念ホール	20人	5件
合計				48人	33件

3 意見等の内訳（計69件）

①	意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映するもの	6件
②	条例制定に向けた基本的考え方（案）で既に対応できるもの	0件
③	具体的な施策を進めるにあたって対応するもの	44件
④	条例制定に向けた基本的考え方（案）の内容に関する質疑等	15件
⑤	条例（案）に反映しないが、意見として受け止めたもの	4件

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
1	1 目的・基本理念 (2) 基本理念	「日本語とは別の文法を持つ日本語」なのか「日本語とは別の文法を持つから手話は別の言語なのか」を明確にしたほうが良いと思います。そうしないと、聞こえないのであれば、文字にすれば良いという認識になってしまう恐れがあります。	ご意見の趣旨を前文に盛り込みます。	①	説明会
2		手話言語は日本語とは違うということを明確にしてください。		①	説明会
3	1 目的・基本理念 (3) 定義	「ろう者」を「手話を言語として日常生活または社会生活を営む者をいう」と定義することについて異存はありません。「どのくらい聞こえないのか・聞きづらいのか」といった聞こえの程度による医学モデルに基づいた分類や定義の仕方ではなく、「どの言語を使って社会生活を送っているのか」という社会モデルに基づいて定義する方が、より自然であり、条例の目的に適切だと考えます。	手話を使う人には様々な背景があり、この条例では、手話を使って、日常生活を送っている人々全体を含めているため、条例本文において、定義規定を設けず、一般の人が見ても分かりやすい表現とするよう、前文において説明します。	①	パブコメ
4		「ろう者」の定義について、難聴者の中にも、手話を日常的に使う人が多い。「ろう者」と限定した書き方は一般の人に誤解を招く恐れがあるため表現を検討してほしい。		①	パブコメ
5		手話は中途失聴者や難聴者も使います。この条例(案)の文章ではろう者だけが手話を使うような印象を受けるので、一般の方が見ても分かりやすい文章になるよう検討してください。		①	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
6	1 目的・基本理念 (3) 定義	ろう者という表現は、音声で聞いたときにほとんどの人は「老者」のことだと勘違いすると思います。	手話を使う人には様々な背景があり、この条例では、手話を使って、日常生活等を送っている人々全体を含めているため、条例文において、定義規定を設けず、前文において説明します。	⑤	パブコメ
7		ろう者の定義については、当事者が自分で判断するという考え方もあるため、「ろう者および難聴・中途失聴者等、手話を必要とする者は、手話により意思疎通を円滑に行う権利を有している」旨を文言に含めてください。		⑤	パブコメ
8		ろう者だけではなく、重度難聴者や中途失聴者にも手話を使う人がいます。手話を使う人という定義の中に含めてください。		⑤	説明会
9		聴覚障害者の友人からろう者ということばを使ってほしくないという人に会ったことがあります。区はこのような意見を聞いたことはありますか。		区では、直接そのような声は聴いておりません。	④
10	2 区の責務と区民・事業者の役割 (1) 区の責務	手話通訳を見ることで手話の啓発につながるため、手話通訳を必要とする人がいなくても、区の事業には手話通訳者を設置してください。	具体的な施策を進めるにあたって、まず区として手話通訳者の設置に対する考え方や具体的方法を今年度中に整理した上で対応します。	③	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
11	2 区の責務と区民・事業者の役割 (1) 区の責務	子ども向けのイベントにおいても手話通訳を設置してください。	具体的な施策を進めるにあたって、まず区として手話通訳者の設置に対する考え方や具体的方法を今年度中に整理した上で対応します。	③	パブコメ
12		区が実施する事業に全て手話通訳や要約筆記を設置していただけると、配慮が行き届いておりすばらしいと思います。		③	パブコメ
13		区の行事に要約筆記の配置が少ないと思います。聞こえる人も含めて、文字で情報を得るという観点から要約筆記を配置してください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として要約筆記者の配置基準など具体的な考え方を今年度中に整理した上で対応します。	③	説明会
14		文字での情報提供には、自動音声認識、文字通訳、要約筆記の3つがあります。行政が設置するときには、障害当事者の立場に立ち、話していることを要約して分かりやすく文字に起こす要約筆記を設置してください。		③	説明会
15		聴覚障害者には手話通訳者だけではなく、文字情報の通訳者も必要です。ICTを活用した音声認識ではなく、対象者に適している要約筆記を配置してほしい。		③	パブコメ

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
16	2 区の責務と区民・事業者の役割 (1) 区の責務	文字には、墨字、点字、デジタル文字の3つがあることを認識してください。墨字や点字は読める人が限られていますが、デジタル文字であれば、自分が見やすいように拡大したり、音声読み上げソフトを使用し、読むことが可能なため、デジタル文字を活用してください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として会議の開催などにおける資料提供の具体的な考え方を今年度中に整理したうえで対応します。	③	説明会
17		高次脳機能障害を持っている人は長い文章を読むことが不得意だったり、記憶障害があります。そのため、窓口等で説明するときに、モバイル機器を使った対応であったり、短い単語使った資料であったり、その資料を持ち帰れるよう配慮してください。		③	説明会
18		ろう者の中には、漢字の意味は分かっているにもかかわらず読めない人も多いため、区が作成・配布する資料は、可能な限りルビを付けて下さい。	具体的な施策を進めるにあたって、区として資料作成や資料提供の具体的な考え方を今年度中に整理したうえで対応します。	③	パブコメ
19		条例を制定したら、ガイドラインを作成し、慣習に囚われず全庁的に見直しをしてください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として全庁的な考え方を今年度中に整理し、その後、ガイドラインを作成します。	③	説明会
20		指定管理施設の職員は区職員と同等に適用されるのでしょうか。	区職員と同等に適用します。	⑤	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
21	2 区の責務と区民・事業者の役割 (1) 区の責務	職員（指定管理施設職員を含む。）への手話研修について義務づけをお願いいたします。	区で実施している悉皆研修や新人職員研修の中で具体的な対策について調整します。	③	パブコメ
22	2 区の責務と区民・事業者の役割 (2) 区民の役割	ハンドブックを作成したら、どのように区民へ周知しますか。	広報みなとや区のHPなど、また、区で実施するイベントなどを通し、機会を捉えて普及・啓発します。	④	パブコメ
23		障害のある方への意思疎通ハンドブックは、区広報紙へ入れるなど、区民世帯に広く行き渡るようにしてください。	広報みなとや区のHPなど、また、区で実施するイベントなどを通し、機会を捉えて普及・啓発します。	③	パブコメ
24	2 区の責務と区民・事業者の役割 (3) 事業者の役割	港区には企業がたくさんありますが、企業の中での災害対策など何か企業とタイアップして行うことを考えていますか。	事業者との連携は重要であり、区としてどのような連携が可能か検討します。	④	説明会
25		事業者の役割には、スロープを整備するなどハードの整備も含まれるのでしょうか。	障害者が働きやすい環境づくりが進むよう、区としても条例制定の際には施策の検討を進めます。	④	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
26	2 区の責務と区民・事業者の役割 (3) 事業者の役割	障害者が働きやすい環境づくりにおいて「スロープの設置などの」ではなく、「ICTを活用した遠隔手話サービスやタブレット端末での音声認識による情報の文字化など」と、すでに区が取り組んでいる施策の取り組みについて、民間事業者に対しても努力義務とするようにしてください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	パブコメ
27	3 手話言語の理解促進 (1) 理解の促進	いかにして手話を一般大衆に広めるかという観点について意見です。気軽に楽しく手話に関心をもっていただく取り組みが必要だと思います。	具体的な施策を進めるにあたって、区として手話に関するハンドブックの作成を今年度中に作成し、普及啓発に向けて対応します。	③	パブコメ
28		学校によって、手話に関する講習を行っていたり、行っていないかたりします。区立の学校は、平等に行ってください。	教育委員会と調整の上、学校での教育の取組の中で対応します。	③	説明会
29		小学校で行うグローバルデザインの勉強に手話の単元がなければ手話のことを単元に盛り込んでください。		③	説明会
30		小学校での手話のふれあい講習会が減っています。手話を必ず学べる様にカリキュラムに組み込まれるようにしてください。また、中学校でも学べるとよいと思います。		③	パブコメ

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
31	3 手話言語の理解促進 (1) 理解の促進	区立の小・中学校で手話を知るための授業を設けてください。その際、最低でも、毎年年間当たり2時間で良いので年齢に合わせた授業を設けてください。	教育委員会と調整の上、学校での教育の取組の中で対応します。	③	パブコメ
32		病院などで順番待ちをしているときに、耳が聞こえないため、自分が呼ばれたのか飛ばされてしまったのか状況がわかりにくいです。現在の状況を文字で表す掲示板があると助かります。	関係機関へ周知・啓発し、障害者の方が情報を取得しやすい環境づくりを促していきます。	③	説明会
33	3 手話言語の理解促進 (2) 情報の発信	区立図書館に手話に関する資料が少ないです。映画や本を通し興味を持つようになったため、多くの資料を用意してください。	教育委員会と調整の上、図書館における書籍等の選定にあたって検討します。	③	説明会
34		手話は日本語とは別の言語であるため、音声読み上げ機能やUni-Voiceと同様に区が情報を発信するときに手話を入れてほしい。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	説明会
35		ろう者にとっての手話が言語として認識されるために、積極的に普及・啓発活動に取り組んでほしい。	具体的な施策を進めるにあたって、区として手話に関するハンドブックの作成を今年度中に作成し、普及啓発に向けて対応します。	③	パブコメ

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分	
36	3 手話言語の理解促進 (3) 手話通訳者の確保及び養成	手話通訳者の確保について、具体的運用方法を教えてください。	手話通訳者の養成には一定の期間が必要なため、今後、養成講座の充実に向けて調整し、手話通訳者の確保に努めます。	④	説明会	
37		区の各施設に専任手話通訳者を配置できるよう、その養成の支援を行うとともに、特に質の高い通訳者の養成と、ボランティアだけではなく専門職として生計を立てられるよう、その処遇改善をお願いいたします。		③	パブコメ	
38		区が実施している手話講習会の実施方法を見直してください。例えば、入門の回数を増やしたり、定員を増やすなど検討してください。		具体的な施策を進めるにあたって、まず区として手話通訳者の養成に対する考え方や具体的方法を今年度中に整理した上で可能な範囲において対応します。	③	パブコメ
39		ろう者と難聴者では手話の表現が違うにもかかわらず手話通訳者は、ろう者に対応した手話表現をしています。難聴者向けの手話通訳者も育成してください。			③	パブコメ
40		手話通訳者養成には、日本手話（ろう的手話）及び日本語対応手話（中途失聴者・難聴者が理解しやすい手話）の理解が必要です。また、中途失聴者・難聴者向けの手話講習会も必要です。			③	パブコメ

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
41	4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進 (1) 普及・啓発活動	幼児期からの働きかけは重要です。子どもを通じて母親にも理解は広まり、女性の情報伝達力を鑑みれば絶大な効果が見込めると思います。	具体的な施策を進めるにあたって、区として障害の特性に応じた対応に関するハンドブックの作成を今年度中に作成し、普及啓発に向けて対応します。	③	パブコメ
42		障害者やその家族へ広く周知する方法を考えていく必要があると思います。		③	説明会
43		聴覚障害を持っていると周りから呼ばれても分かりません。周囲に分かる合図やマークを区で作成・配布してほしいです。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	説明会
44		ヘルプマークなど見た目では分からない障害を持っている人が手助けを必要としていることを理解していただけるように普及してください。	ヘルプマークの普及啓発について、今年度中にヘルプカードホルダーを作成するなど、促進に向けて取り組みます。	③	説明会
45		視覚障害者にも聴覚障害者向けの電話リレーサービスを使えるようにしてください。目が見えないため、紙の文書が読めず、守秘義務が課せられている人にテレビ電話を使用して読んでもらうことで安心して情報を得られるため、使えるようにしてください。	現在の事業の実施内容を見直し、課題を整理した上で検討します。	③	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
46		失語症への理解が乏しいため、障害特性について理解してほしいです。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	パブコメ
47	4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進 (1) 普及・啓発活動	今回の区民説明会のように研修会を出来るだけ多く開催してください。専門的知識のある先生等が話を聞くことにより日常生活に活用できると思います。	普及啓発のための講演会やイベントについて、障害者記念週間などにタイアップした開催を計画するなど、促進のために取り組みます。	③	パブコメ
48		「幼児期からの取組が効果的」と記載されているとおり、区内の幼稚園、保育園、小中学校で手話を学ぶ時間を入れるなどの具体的施策の例を入れてください。	教育委員会や子ども家庭支援部と調整の上、学校等での教育等の取組の中で対応します。	③	パブコメ
49	4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進	日常の中で障害者と関わるのが少ないため、何が困っているのかわかりにくいです。例示があると考えるいいきっかけになるので、示してください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	説明会
50	(2) 情報の発信	情報発信について具体的にどのように発信するか教えてください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	④	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
51	4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進 (2) 情報の発信	自閉症を持つ重度の知的障害者の子どもたちがコミュニケーションをとる方法の1つとして、簡単な操作でしゃべれない人とも通じ合えるようなアプリを使ったコミュニケーションの方法を確立すると思います。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	パブコメ
52	4 障害の特性に応じた多様な意思疎通の推進 (3) 意思疎通支援者の養成	支援者養成のための支援として、講習会に参加しやすくする、特に医療・介護・教育に携わる人に対する勧奨について、具体的な取り組みをお願いいたします。		③	パブコメ
53		防災訓練など障害者が参加しやすい環境づくりが必要だと思います。	防災危機管理室や各地区総合支所連携し、障害者が参加しやすい防災訓練となるよう検討します。	③	説明会
54	5 災害対策の強化 (1) 災害発生時等の対応強化	防災訓練で手話通訳者として参加したときアナウンスが流れたとき手話を行っても気づかないと思いました。当事者に届くように手話通訳の配置を考えてください。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	説明会
55		防災訓練に障害者が参加する雰囲気は低調であるので実際に災害が発生した場合、心配です。不安がないような対応が必要だとおもいます。		防災危機管理室や各地区総合支所連携し、障害者が参加しやすい防災訓練となるよう検討します。	③

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
56	5 災害対策の強化 (1) 災害発生時等の対応強化	災害情報の獲得については災害ラジオなど聴覚障害者に文字表示のあるものが配給されているが地域の情報などは気がつかない現状があります。そこで、手話講習会の受講生に障害者のバディ（連絡役）になってもらうのが良いと思います。手話を習おうと思った動機をそのような機会に活かせる事ができれば、支援者としての自覚も生まれると考えました。	防災危機管理室と調整の上、防災の取組の中で対応します。	④	パブコメ
57		ろう者（難聴者）の中から積極的に教育をして、支援者として活動してもらえらる仕組み作りも必要ではないかと思ひます。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	パブコメ
58		聞こえない人又は聞こえづらい人にとって、防災無線等音声情報のみでは、的確な判断や避難行動ができないため、具体的な支援と対策を講ずる必要があります。その旨を記載してください。		③	パブコメ
59	6 施策の推進等 (2) 計画の実施	医療機関に加え、交通機関、教育機関も必要と思われるますので、追記をお願いいたします。	直接条例に追記するのではなく、ガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理し、その中で具体的な表現について対応します。	③	パブコメ

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
60	その他	本文中の「手話」という表記を「手話言語」に修正していただいた方が、本条例の目的と意義がより正確に伝わるのではないのでしょうか。そうでないと、手話が、単なる日本語による意思疎通のための手段の一つとして理解されてしまう恐れがあります。	ご意見の趣旨を踏まえ「手話が言語であること」という表現に修正します。	①	パブコメ
61		手話言語の理解促進と障害者の多様な意思疎通の推進に分かれています。障害者の多様な意思疎通の推進に含めず手話言語の理解促進を先に持ってきている理由はありますか。	意思疎通を図る際には言語が必要です。しかし、手話が言語であるとの理解が進んでおらず、まずは手話が言語であるとの理解を促進し、障害者全体の意思疎通手段の利用の促進を図るためこのような条例名称としています。	④	説明会
62		他区の条例タイトルでは、多様な障害特性に応じた意思疎通が先に来て、手話言語が後に来ている区もあります。逆になることはあるのでしょうか。	条例名称については、手話が言語であるとの理解促進をした上で、障害者の多様な意思疎通手段の利用の促進を行うため、このような条例名称としています。	④	説明会
63		この条例は、事業者にとどの程度拘束力をもつのか教えてください。	理念条例であり、事業者の役割としました。また、罰則規定は設けておりません。	④	説明会
64		ろう者には言語があります。そのため、言語ではないコミュニケーション手段に関する条例と一緒にするには、そぐわないのではないのでしょうか。	手話が言語であるとの理解の促進を進めたいと、障害者全体の意思疎通手段の促進を図るとの考えのもと、条例を制定します。	④	説明会

NO.	項目	ご意見要旨	区の考え方	反映状況	区分
65	その他	港区は障害者に対する各種支援が活発で有り難く思います。	引き続き、条例の制定を契機に施策の充実を図ってまいります。	④	パブコメ
66		聴覚障害者は、コミュニケーション手段が多様にあります。その人に合ったコミュニケーション手段を選択できることが望まれます。	具体的な施策を進めるにあたって、区として情報保障のガイドラインの作成に向けて今年度中に考え方を整理したうえで対応します。	③	パブコメ
67		港区は企業や外国人が多いため、その状況や特色を活かした条例の策定を希望いたします。障害のある無しに関わらず、すべての人に開かれた言語・コミュニケーションの環境づくりと心のバリアフリーが浸透することにより、区外からの来訪者や外国人にとっても優しい区であることをアピールできるものと考えます。 港区が率先して各施策を進めることにより、全国の見本となることを目指すよう期待しております。	引き続き、条例の制定を契機に施策の充実を図ってまいります。	④	パブコメ
68		区で実施している手話通訳のワイプが小さいです。高齢になり、視力が落ちているため、もっと大きくしてください。	ご意見を踏まえ、どのような表示をしたら、情報として見やすくなるか関係部署と検討します。	④	説明会
69		障害当事者や意思疎通支援者の団体活動に対する支援も必要であるため、区が支援を行ってほしい。	具体的な支援策については、様々な課題を整理した上で対応します。	④	パブコメ